

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とは、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、経営効率の向上、経営監視機能の強化を図り、株主重視の公正な経営を徹底していくこと、またステークホルダーに対する企業責任を果たす上でコーポレート・ガバナンスの確立を経営の最重要課題と位置づけております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
星和電機取引先持株会	1,219,100	9.85
財団法人京都青少年育成スポーツ財団	1,000,000	8.08
株式会社京都銀行	598,000	4.83
増山晃章	562,838	4.55
株式会社滋賀銀行	420,000	3.40
星和電機社員持株会	334,300	2.70
田島大史	280,000	2.26
株式会社GSユアサ	270,000	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	259,600	2.10
株式会社松風	231,000	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
中野 淑夫	公認会計士										
益満 清輝	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 淑夫	○	○	当社との取引がないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。取引所が示した基準にも該当していません。	公認会計士として、また、他の会社の取締役や社外監査役として、豊富な実績・見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
益満 清輝	○	○	当社との取引がないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。取引所が示した基準にも該当していません。	過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しておられるごとから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

監査等委員会を補佐する専任スタッフは配置しておりませんが、内部監査部門が適宜適切な情報の共有を行うなどのサポートを行います。また、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき監査等委員会は、業務を適切に補完できる必要な知識・能力を備えた使用人に対して、監査に必要な業務遂行を命令することができることとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の方針、業務分担に従い内部監査部門となる企業統治推進部と意見交換や情報の共有、内部監査の結果報告を通じ十分な連携を取り、監査活動の効率化及び質的な向上を図っております。

監査等委員会または会計監査人は、内部監査部門に対し内部監査の方法等について必要な助言・指導を行うこととしております。

常勤監査等委員は会計監査人が実施する往査時における立ち会いなどを通じて適宜情報交換を行うことにより、相互間の連携強化を図っています。また、会計監査人が開催する、公認会計士が監査した事項について報告する監査報告会を通じて相互間の連携強化を図っています。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

2名

### その他独立役員に関する事項

独立性に関する基準又は方針はありませんが、選任にあたって、証券取引所の定める独立役員の要件等を参考にしております。また、独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

取締役が担当する部門の業績および計画の達成状況と、会社の利益の状況を勘案して報酬額を決定しております。

### ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

第67期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の取締役および監査役の報酬等の額  
取締役 9名124百万円  
監査役 4名18百万円(うち社外監査役2名 6百万円)  
(注)  
1. 上記には、平成26年6月27日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名、当事業年度中に逝去された取締役1名を含んでおります。  
2. 取締役の報酬等の額には上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)42百万円を支払っております。  
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した次の金額を含んでおります。  
取締役 5名36百万円  
監査役 3名2百万円(うち社外監査役2名 900千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年6月26日開催(第67期)の定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は年額1億3千万円以内(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額2千万円以内と決議されております。

## 【社外取締役のサポート体制】

常勤監査等委員および担当部署から必要に応じ、事前の会議資料配布や説明を実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1)取締役会について

取締役会は、業務執行取締役6名および監査等委員である取締役3名の合計9名で構成され、定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項の決議および経営に関する重要事項の決定の決議および各取締役の業務執行の状況の監督を行います。

### (2)監査等委員会について

監査等委員会は、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成されております。監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、意見表明を行うとともに、監査等委員会は内部統制システムを通じ、適法性監査および妥当性監査を行います。

### (3)会計監査人について

会計監査は、清友監査法人と契約し、会社法および金融商品取引法に基づく監査を受けております。

### (4)経営会議及び執行役員制度について

取締役会のほかに経営会議を設けるとともに、執行役員制度を導入しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査を担うものに取締役会の議決権を付与することにより、監査機能をさらに強化するため、平成27年6月26日より、監査等委員会設置会社へ移行し、更なるコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1営業日前倒し発送を実施しております。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料をホームページで掲載しております。(http://www.seiwa.co.jp)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がその任に当たっております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	星和電機グループ行動憲章を定め、すべてのステークホルダーに対し、社会的良識を持って行動する規範としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14000を取得し、活動を積極的に行っております。CSR活動については「企業倫理委員会」および企業統治推進部を設置し、従来、各部門が独自に取り組んでいた「コンプライアンス」「社会貢献」などの活動を全社横断的に統括し、明確な意思決定とリーダーシップのもと、より幅広く有機的にCSR活動を展開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令および取引所の規則等に基づき内容等を検討し、適時、情報開示、公表を行っております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)構築の基本方針を取締役会において以下のとおり決議いたしました

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制および財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

(1)当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人のグループ行動規範として星和電機グループ行動憲章、星和電機グループコンプライアンス指針を定め、子会社は当社のコンプライアンス・CSR規程に準ずるものとします。当社は、法令遵守等グループ全体を統括する企業統治推進部を設け、同部は、取締役および使用人に対する教育等を行うとともに内部監査規程および企業倫理推進規程に基づき法令遵守等の状況を監査する。内部監査規程による監査報告は取締役会に、企業倫理推進規程による活動は企業倫理委員会に報告される。このほか、取締役および使用人が法令上疑義のある行為等を発見した場合には、公益通報者保護規程に定められた窓口にその事実を通報できる制度を運用する。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報(取締役会議事録、取締役を決裁者とする稟議書など)は、文書管理規程に従い記録し、保存する。監査等委員会ほか取締役は常にこれらの情報を閲覧できる。当社の子会社担当取締役または担当責任者は、取締役会において、子会社の事業の概況および財務情報等の報告を行う。

(3)当社または子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、担当部署において規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修等を行う。企業統治推進部および管理部は連携して、組織横断的にリスク状況の監視およびグループ全体的な対応を行う。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者を定める。また、子会社固有のリスクについては、各子会社でリスク管理を行う。

(4)当社または子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役および使用人が共有する業務に関する全社目標を定める。部門を担当する取締役または部門の長は、全社目標達成のために担当部門の具体的目標および組織規程に基づく職務権限により効率的な達成の方法を定める。取締役会は、全社の業務の進捗状況を定期的にレビュー(評価)し、必要な場合は改善を指示し全社目標の達成を実現する。また、当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議および決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行う。

(5)当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、子会社からなる企業集団(当社グループ)を含む事業ごとに責任を負う取締役または担当責任者を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。

(6)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会は、業務を適切に補完できる必要な知識・能力を備えた使用人に対して、監査に必要な業務遂行を命令することができる。また、監査等委員会から業務遂行の命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役(監査等委員であるものを除く。)および所属部署責任者等の指揮を受けないものとする。加えて、監査等委員会から業務遂行の命令を受けた使用人の人事などは、監査等委員会の同意を得ることとする。

(7)当社または子会社の取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制ならびに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、使用人および監査役またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して法定の事項を報告するほか、当社および当社グループの事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況とその内容をすみやかに報告する。また、監査等委員会に当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないこととする。

(8)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長は双方の協議により定期的な意見交換会等を設定する。

(9)監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、その職務の遂行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)のため必要な費用の前払または償還等を会社に対し請求することができる。また、多額な費用が発生したときあるいはそのおそれがあるときは、十分な説明または資料を提供して請求することができる。

(10)財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役は、金融商品取引法に定める内部統制システムを構築し、財務報告において不正等が発生するリスクの予防、発見に努める。

(11)反社会的勢力排除に向けた体制

当社または子会社の取締役および使用人は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然と対応する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前述の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に含めて記載しております。

また、「星和電機グループ行動憲章」においても反社会的勢力との絶縁について規定しており、役職員への周知、徹底を図っております。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

### 1. 決定した重要事実

グループ内各会社の取締役会で決議された項目は、管理担当役員に全て報告されます。管理担当役員は決議された項目の内、重要事実に当たると思われるものについて、管理本部長に伝達します。管理本部長は伝達された内容を審査し、開示が必要な重要事実に当たると判断した場合は、経営企画部長に伝達します。管理本部長は開示資料を作成し、担当役員ならびに取締役社長の承認を得たうえで、直ちに管理部が開示の手続を行います。投資者からの問い合わせには経営企画部が回答します。

### 2. 発生した重要事実

グループ内各会社で発生した災害に起因した損害又は業務遂行上の過程で生じた損害は全て各部署、各子会社から速やかに管理本部長に情報を伝達します。その他の発生事実は管理部門の管轄の事実として管理本部長が把握しています。管理本部長は伝達された内容を審査し、開示が必要な重要事実に当たると判断した場合は、経営企画部長に伝達します。管理本部長は開示資料を作成し、担当役員ならびに取締役社長の承認を得たうえで、直ちに管理部が開示の手続を行います。投資者からの問い合わせには経営企画部が回答します。

### 3. 決算短信等

管理部経理課は四半期毎に決算を行い、各部署から収集した情報に基づき決算短信等を作成します。決算短信等は会計監査人のチェック(レビュー)を受けた後、取締役会において承認され、直ちに管理部が開示の手続きを行います。中間決算(第2四半期決算短信)と期末決算(決算短信)については記者クラブで開示説明を行います。第1四半期決算短信、第3四半期決算短信については記者クラブへの資料投函のみの場合があります。

### 4. 有価証券報告書等

管理部経理課が、財務諸表等と社内の各部門からの収集した情報に基づき、有価証券報告書等を作成し、会計監査人による監査と監査役会の監査後、担当役員ならびに取締役社長の承認を受け、管理部経理課が電子開示システム(EDINET)により、近畿財務局へ提出します。提出後は金融庁のホームページで閲覧可能となります。

